である。

第二章 村の財政

第一節 概 況

財政の構造

共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」とある。 の政策に反し、または国の財政もしくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行っては をうけることになっている。地方財政法第二条には「地方公共団体は、 地方自治体の財政組織は地方自治法にその基本が示されており、 地方財政の自主的な、 かつ健全な運営を助長することに努め、 いやしくもその自律性をそこない、または地方公 市町村はそれぞれ自治体として独自の自治権を持 その運営管理についての細目は地方財政法 その財政の健全な運営に努め、 ならな いやしくも国 の規

の基金はそれぞれの利子及び剰余金からその一部を積み立てられたもので、 易水道事業・老人保険医療事業予算で運営されている。 財政は予算書の定めるところによって運営される。本村の財政は一般会計予算と、 すなわち①財 .政調整基金②国民健康保険運営調整基金③国民年金印紙購入基金④土地開発基金等である。これ 以上の会計外にその資金の運用が特定されている 基 必要時に一般歳入に繰り入れられるもの 特別会計国民健康保険事業 金 が あ

っているが財政運営に関しては国家財政を離れては成り立たないのである。

ばならない」。これを総計予算主義の原則といっている。 そして同法第二百十一条には 「普通地方公共団体の長は、 み見ることなく、経済効果の分析にも役立たせようとした科目の再編合理化であったといえる。この内容を昭和六十 定された。この改定の意図するところは、自治体を一つの企業体と見て、その経理を単に収支のバランスの上からの 自治法施行令では歳入歳出予算書の様式の基準が示されている。この予算方式は自治法施行後、昭和三十九年度に改 毎会計年度予算を調整し、年度開始前に、 議会の議決を経なければならない。(以下略)」 と執行手続を示している。 地方自治法第二百十条に「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなけれ

歳入の部

年度決算書についてみると次のとおりとなる。

款	項	田
一、村税	1、村民税	①個人 ②法人
	2、固定資産税	①固定資産税 ②国有資産等所
	3、軽自動車税	①軽自動車税
	4、村たばこ消費税	①村たばこ消費税
	5、電気税	①電気税
	6、木材引取税	①木材引取税
	7、特別土地保有税	①特別土地保有税
二、地方譲与税	1、自動車重量讓与税	①自動車重量譲与税
	2、地方道路讓与税	①地方道路讓与税
三、娯楽施設利用税交付金	1、娯楽施設利用税交付金	①娯楽施設利用税交付金
四、自動車取得税交付金	1、自動軍取得税交付金	①自動車取得税交付金
五、地方交付税	一1、地方交付税	①地方交付税

	一二、寄付金		一一、財産収入											一〇、県支出金		and a state of the			九、国庫支出金			八、使用料及び手数料	七、分担金又び負担金	六、交通安全対策特別交付金
1、基金繰入金	1、寄付金		1、財産運用収入		3、委託金							2、県補助金		1、県負担金	3、委託金		2、国庫補助金		1、国庫負担金		2、手数料	1、使用料	1、負担金	1、交通安全対策特別交付金
①基金繰入金	①寄付金	②利子及び配当金	①財産貸付収入	②商工費委託金	①総務費委託金(総務管理費、統計調查費、移譲事務費)	⑦公債費県補助金	⑥教育費県補助金	⑤土木費県補助金	④農林水産業費県補助金(農業費)	③衛生費県補助金(保健衛生)	②民生費県補助金(社会福祉費、児童福祉費)		児童福祉施設)	①民生費県負担金(被用者児童手当、非被用者児童手当、	①民生費委託金(社会福祉費、国民年金費)	②教育費国庫補助金(小学校費、学校給食費)	①衛生費国庫補助金	当、特例給付、児童福祉施設)	①民生費国庫負担金(被用者児童手当、非被用 者 児 童 手	②衛生手数料	①総務手数料(証明、戸籍、督促他)	(①教育使用料(社会教育使用料)	①民生費負担金(児童措置費)	①交通安全対策特別交付金

	6、統計調查費5、選挙費5、選挙費	二、総務費 1、総務管理費	歳出の部 1、村債 一五、諸収入 1、村預金利子 1、村預金利子
②指定統計調查費 ②老人福祉費	① (1) 税務総務費 ② (1) 成務総務費 ② (1) 定 (1) 定 (1) で (1	①議会費 ①一般管理費 ③公平委員会費 ④交通安全対策費	① 付債 ① 機越金 ② 離入 ② 離入 ② 離入 ② に で で で で で で で で で で で で で り で り で り で

	九、教育費		八、消防費			七、土木費			六、 商工費						五一農材水産業費						四、衛生費			
一2、小学校費	1、教育総務費		1、消防費		2、道路橋梁費	1、土木管理費			1、商工費	-		2、林業費			1 農業費		2、清掃費				1、保健衛生費			2、児童福祉費
一①学校管理費	①教育委員会費	②非常備消防費	①常備消防費	②道路改良費	①道路推持費	①土木総務費	③観光費	②商工振興費	①商工総務費	③保護費	②造林費	①林業総務費	③農業振興費	②農業総務費	①農業委員会費	②し尿処理費	①ごみ処理費	④乳児医療費	③環境衛生費	②予防費	①保健衛生総務費	③児童福祉施設費	②児童措置費	一①児童福祉総務費

Q 予備費 諸支出金 公債費 1 5 4 3 予備費 基金積立金 公債費 保健体育費 社会教育費 中学校費 ②利子 ①元金 ②学校給食費 予備費 ①基金積立金 ①保健体育総務費 ②公民館運営費 ①社会教育総務費 ②教育振興費

注 災害復旧費は災害発生の場合、 教育費の次に款が設定される。

地方交付税

地方交付税は村税に次ぐ重要財源なのでこの制度内容について少しふれておく。

県各市町村とも市街地あり僻(へき) 地ありで財政内容はまちまちで自然体のままでは行政格差は是正されない。 ることによって、 なわずに、その財産の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障す よりはじまる。その目的は「地方団体が自主的にその財産を管理し、 この制度はシャープ勧告(税制の項参照)により昭和二十五年五月法律第二一一号により公布された地方交付税法に 地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化する」とある。 事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこ 要するに都道府

地方交付税は、 国税として徴収された所得税、 法人税、 酒税の三税のうちから一定割合を控除して、これを財源と 方交付税制度を通じて交付の基準を設定し、これによって財源の均衡化を図る一方、行政への指針を示そうとしたも

のである。

て差し支えな して各都道府県市町村に配分交付されるものである。 この交付税の算定には一定方式の基準が次のとおり設けられている。 制度の当初は地方財政平衡交付金と称されたが、 本質は税と見

口数。 正 積に応じて定められている。 正増減を加え当該市町村の基準財政需要額なるものを算定する。この手続きを態容補正といい、その数値は消防費は 政に対する基準財政需要額なるものを算定した。 八口数。 自治省では人口十万人の市の標準的な市域、 密度補正によって算定された額が不測な経済的変動がないものとした平時における基準財政需要額と見なされる 産業経済費は農家数・商工業従業者数・林業工業従業者数。 土木費は 人口数および道路面積 この ほ カコ 人口急增補正、 ·延長。 産業構造、学校、道路橋梁、 数育費は児童生徒数・学級数・学校数・教職員数。 これに対応し交付対象市町村について、 人口急減補正、 その他の行政費は本籍人口数・世帯数・行政区 数值急減補正、 その他各種の公共施設を想定してこの行 投資補正、 その実態に即して必要な補 事業費補正. 厚生労働費 寒冷補 ĺΪ 面

基準財政収入額との差額 本 基準財政収入額は当該年度徴収可能とされる税収入そのもので決められる。こうして算定された基準財政需要 村の各年次にわたり交付された地方交付税の交付額、 つまり財源不足額が交付基準額として交付されることになっている。 算定内容は第一表のとおりである。

交付基準額 (単位千円)

				1				1	1
的	i	経	費	公債費	土 地 発	財政調整	臨 時 土 地	錯誤	合 計
	主 屋	産 業	その他	公頃賃	基金費	基金費	対策費	訂正額	
労働	1 1	圣済費	行政費	107			1		C 969
				127			and the second		6, 868
				134			A. Transition		7, 307
				144					8, 484
				144				138	11, 163
				144				138	13, 635
				146					16, 371 20, 707
				141					
				138					24, 516 26, 614
				116 81					33, 032
				79					41, 459
1.0	222	1 520	4, 233	79 78					57, 782
1, 2		1,530	4, 233	58					75, 828
1, 3		1,884 2,888		58	9, 156				103, 913
3, 3	- 1	3,532		58	5,100				122, 845
4,9	i	4,380		58	6,281				155, 622
6,6	1	4,631	21,010	39	10,680	4,587	881		211, 973
9,3		4,872		00	10,000	2,00	599	△73	
11,		2,982							253, 489
11, (- 1	3, 916							291, 485
14, 0		4, 683	i						335, 958
18,		4, 049		ii .					385, 006
19,	1	5, 223		1					452, 217
21,		6, 419		11	Į.			△5, 760	466, 335
22,		8, 314			1				503, 779
21,	1	5, 338	1		İ				518, 381
19,	İ	5, 659		1	1				522, 955
19,	1	8, 155			1				559, 122
19,	1	8, 379							594, 380
l			<u> </u>	I	<u> </u>			1	1

に掲げた。

(第1表)

(基準財政需要額)

地方交付税

区分		経	常		経	費		投	資
年度	消防費	土木費	教育費	厚 生 労働費	産 業経済費	その他 行政費	災 害 復旧費	土木費	教育費
33	267	1, 804	1, 698	332	618	2, 022		ĺ	
34	281	1,674	1,873	334	622	2, 389			
35	321	1, 873	1, 999	380	741	3, 026			
36	442	2, 692	2, 426	554	879	4, 026		i	
37	555	3, 015	2, 989	661	1, 153	4, 980			
38	648	3, 851	3, 736	764	1, 379	5, 847			
39	751	5, 065	4, 988	953	2, 169	6, 640			
40	850	5, 608	6, 319	1, 084	2, 705	7, 812			
41	795	6, 870	5, 307	1, 132	3, 495	8, 899			
42	955	9, 502	6, 255	1,745	4, 450	10, 044			
43	1, 459	12, 382	7, 472	2, 676	5, 863	11, 528			
44	1,768	7,448	6,600	3,274	5, 453	12, 783		11, 281	2, 101
45	2, 245	8,575	7,900	4,989	6,688	15,069		20, 158	2,466
46	2,723	11, 166	9, 136	7,922	7,792	18,895		23,054	3,236
47	7,686	12,562	10,331	9, 164	8,874	21,741		28, 639	3,766
48	9, 227	14,598	12,082	12, 404	10,480	26, 245		32, 454	4,756
49	12, 182	17, 117	17,076	16,219	13, 403	39, 948	8	39,693	7,838
50	14,842	19,395	20,688	19, 123	14,508	45,813		43,677	8,230
51	20,898	26,856	25,554	25, 848	15, 788	60,637	7	48, 266	7, 170
52	22, 606	30, 368	27, 447	24, 208	16, 580	65, 769)	53, 777	5, 826
53	25, 628	33, 838	30, 779	26, 680	16, 717	77, 856	5	62, 779	7, 009
54	27, 043	35, 841	33, 561	28, 394	17, 590	85, 628	3	78, 974	8, 348
55	28, 632	40, 255	35, 116	30, 563	18, 165	91, 690)	85, 155	42, 379
56	31, 983	43, 821	39, 194	34, 208	3 19, 405	103, 322	2	93, 155	17, 320
57	33, 521	46, 193	40, 686	36, 75	5 20, 428	108, 305	5	100, 957	15, 523
58	34, 837	47, 936	41, 079	43, 870	21, 049	113, 632	2	96, 889	15, 814
59	35, 936	48, 279	41, 545	47, 06	21, 478	117, 93	1	97, 724	17, 148
60	38, 170	49, 10	44, 331	51, 45	9 22, 75	125, 356	5	104, 169	21, 317
61	42, 510	50, 229	47,695	58, 56	7 23,868	138, 440)	110, 430	17,956

備考 昭和43年度までは経常経費、投資的経費の区分がなかったので、経常経費

	特 別 土 地 保有税	地 方 路 譲与税	特 例 交付金	錯 誤 訂正額	娯 楽 施 設 利 用 税交付金	交通安全 対策特別 交 付 金	合 計	交 付基準額
24							2, 158	4, 710
26							2, 164	5, 143
28							1, 946	6, 538
31				1			2, 095	9, 068
35				2			3, 349	10, 286
47	i de la companya de l						4, 435	11, 936
55							5, 714	14, 993
66							7, 039	17, 477
64			267		662		7, 151	19, 463
76			403		1, 268		9, 566	23, 466
126					1, 368		11, 694	29, 765
137					1,498		16, 783	40, 999
179					2,079		18, 886	56, 942
202					3,526		22, 990	80, 923
247	'				6,442		26, 029	96, 816
287				4	12,060		45, 431	110, 191
324	40,634				15,019		130, 175	81, 798
563	70, 698				13, 563		190, 624	31, 917
616	39, 406	2,671		780	15,618		201, 897	51,592
881	53, 366	3, 089			17, 213		218, 658	72, 827
935	69, 714	3, 486			13, 810		240, 583	95, 375
1, 193	57, 171	6, 330		160	13, 645		248, 867	
1, 301	51, 190	7, 403			14, 467	•	265, 337	
1, 465	46, 683	7, 196			13, 810		269, 636	
1,606	35, 136	8, 430		202	7, 234	Į.	272, 570	
1, 789	28, 243	8, 491			7, 562		280, 797	
1, 910	29, 915	7, 869		818	1	1	332, 441	1
1, 980	22, 535	8, 071			17, 541		i i	
145	19, 355	8,050)		20,073	813	517, 253	77, 127

(基準財政収入額)

		· nx/							
年度	村民税	固 定資産税	軽 自動車税	たばこ 消費税	電 気ガス税	鉱産税	木 材 引取税	自動車取得税交付金	自動車 重量税 譲与税
33	189	642	15	272	183		833	-X 13 31Z	成とディル
34	187	633	21	258			831		
35	201	603	27	284	230		573		
36	360	630	44	305			543		
37	395	1, 325	88	451	292		761		
38	831	2, 037	172	508	454		386		
39	1, 294	2, 374	243	685	637		426		
40	1, 469	2, 821	315	1, 117	693		558		
41	610	2, 587	332	1, 282	751		596		
42	1, 388	2, 726		1, 806	924		628		
43	1, 301	3, 425	418	2, 042	1, 156		604	1, 254	
44	4,301	4, 101	443	2, 200	1,397		785	1, 921	
45	4, 454	4,719	454	2,727	1,516		732	2,026	
46	5, 334	5, 959	439	2,646	1, 461		510	2,202	711
47	2,862	6,702	423	2,766	1,524	-	567	2, 177	2,319
48	4, 165	17, 904	445	3,276	1,608		390	2,774	2,518
49	8, 128	49, 799	400	3, 925	1,717		307	5, 384	4,538
50	12,944	76,926	387	3, 497	1,928		271	5,590	4, 257
51	20,532	103,893	501	3, 479	828		50	6, 584	6, 939
52	8, 252	113, 503	503	5, 447	1, 298		171	7, 576	7, 359
53	13, 916	114, 097	524	5, 821	1, 856		158	8, 097	8, 169
54	16, 142	128, 047	553	5, 498	2,060		82	9, 030	8, 956
55	19, 580	141, 791	582	5, 604	2, 518		53	11, 001	9, 847
56	21, 519	147, 159	726	6, 471	4, 058		43	10, 446	10,060
57	24, 421	157, 974	836	6, 734	4, 428		3	13, 776	11, 790
58	38, 352	158, 972	1, 003	6, 887	3, 919		4	13, 175	12, 400
59	46, 709	183, 501	1, 247	9, 192	8, 929			13, 332	12, 201
60	99, 700	202, 344	1, 429	9, 579	19, 632			14, 671	11, 271
61	186, 837	219, 613	1,588	11,801	21,762			14, 743	12,473

第二節 税制と税収

明治二十一年市制 ・町村制の公布にともない市町村税の体系が法制化された。 これにより賦課できる税目は次のと

- おりで、はじめて市町村財政に税源が与えられた。
- ① 国税付加税—地価割(地租付加税)
- (3) 特別税

(2)

県税付加税

=戸数割付加税、

雜種税付加税

五厘、 が成立した。これによりはじめて市町村財政は自立したかのような印象を与えられたが、その背後に太平洋戦争とい 決算書にみる村税収入は地価割が七十一円五銭六厘、営業割が二十九円四十銭一厘、 の税制改正からである。 行政を余儀なくされた。 るべく起こさせないような方針をとった。そのため市町村は常習的な財政難に苦しみ、 当時政府は、 合計四百五十八円八銭二厘であった。その後昭和十五年の大規模な税制改革で従来の枠組みを拡大した税体系 市町村自治の未成熟を理由としてこのように国税や府県税に対する付加税だけを認めて、 この間実に三十八年を経過している。 市町村税戸数割が独立税としてはじめて市町村に認められるようになったのは、 ちなみに市町村制施行後の鳴沢村は明治二十三年度の 戸数割が三百五十七円六十二銭 政府の出先機関としてのみの 大正十五年 独立税をな

この時の改正内容は次のとおりであった。

い時代が待ちうけていたのである。

(1) 国税付加税=地租、営業税、家屋税、鉱区税の各付加税

- (2) 県税付加税=段別税、 船舶税、 自動車税、 電柱税、 不動産取得税、 漁業権税、 狩猟者税、 芸妓税の各付加
- (3)市町村独立税 --市町村民税、 舟税、 自転車税、 荷車税、 金庫税、 扇風機税、 屠畜税、犬税その他
- ⑷ 目的税—都市計画税、水利地益税、共同施設税

間接課税によるもの==

配

1布税

動産取得税、 右改正後の鳴沢村昭和十六年度決算にみる税収入は、 家屋税、 狩猟税) 七百六十四円、独立税 (村民税、 国税付加税 自転車税、 (地租) 荷車税、 五百五十一円、 金庫税、 犬税) 二千二百六十一 円で 県税付 加税 (自動車税、 合 不

計三千五百七十六円である。 太平洋戦争終結後、 税制は昭和二十二年、二十三年と部分改正を重ねたがこの過渡期昭和二十二年年度決算にみる 別に地方分与税五千八百九十六円がある。

種税 税収入は次のとおりである。村民税六万一千四百円、自転車荷車税三万三千七百円、県税は付加税八万八千百円、 一千五百円、 これに地方分与税二十四万八千三百円を加えて合計四十三万三千円である。 雜

昭和二十五年シャープ勧告により新しい地方税法が公布され地方財政は画期的な転換を成し遂げた。

ャープ勧告とは昭和二十四年来日したシャープ税制使節団が、

同年八月に発表した国、

地方の税制に関する報告

万税の拡充に主眼をおき、 一十五年税制は勧告の趣旨にそって改正されたが、 十月発表した同報告書付録をいうものである。その内容とするところは、 とくに地方自治の強化と国、 国会審議の場で曲折を経て勧告の趣旨とは若干の後退が認められ 地方を通ずる行政事務の再配分を勧告したものである。 課税の合理化、 民間資本の蓄積、 昭和 地

る。この改正によって税体系は次のとおりとなった。

(1)通税 ==市町村民税、 固定資産税、 自転車税、 荷車税、 電気ガス税、 鉱産税、 木材引取税、 広告税、 入湯税、 接客人税

法定外普通税

- (2)目的税=水利地益税、 共同施設税
- (3)

る。 て市町村財政を安定せしめ自治権を拡大せんとしたもので、 要するにこの税制改革の目的とするところは、 以後税目の改廃等部分的改正は累年行われてきたがその経過は第七表の村税収納状況によって知ること ができ 戦前の中央依存の付加税中心主義を全面的に排し、 戦前の地方財政制度に一線を画した改革であったのであ

村民税

定法式によりなされるものであるが、 っている法人③村内に寮等の施設を持っている法人。法人でない社団、 ている個人と、 村民税は納税義務者の申告に基づき均等割と所得割の二とおりで課税される。 税率その他内容区分は第二表のとおりである。 退職所得金額、 住所を持っていないが本村に事業所、 山林所得金額の合計額が課税標準額となる。 この数値から所定の所得控除をしたものが課税所得金額である。これに一定の 事務所、 次に所得割の課税標準であるが、 家屋敷を持っている個人②村内に事務所、 財団で代表者、 この計算は所得税法に定められた所得算 納税義務者は、①本村に住所を持っ 管理人のあるものはこれに含 前年の所得について算定し 事業所を持

事業所得者という順位になる。 因は観光資本の進出にともなら一時所得の増加と考えられる。 お県民税は、 均等割所得割とも別途税率により賦課同時に徴収される。 特に最近の動きとしてめだつのはその他の事業関係 この内容は第三表に示すとおりである。 の所得額の上昇であるが、

税率を掛けて所得割が決定される。

本村における業態別にみた納税義務者数の首位は給与所得者で、これに営業所得者がつづき農業所得者、 その他の

第五表のとおりである。

課税客体の実態は第五表のとおりである。

固定資産税

訴えに対応するようになっている。 査委員会という機関が設けられている。 うして決められた評価額に錯誤**、** ついては県下各町村相互の均衡を失しないように、 から起算して三年または三の倍数の年度を経過するごとの年度のことをいい、 ごとに改訂されることになっている。 権地上権者も含む)である。 国 固定資産の評 一定資産税の課税客体は、 次に固定資産税の課税基準の決め方である。 価は議会の同意を得て村長から任命された固定資産評価員が当たることになってい なお固定資産税には非課税の範囲が多岐にわたり規定されているが、 土地建物等の固定資産と償却資産である。 不均衡があった場合の納税義務者に対する救済措置として、 歴代の審査委員は別表のとおりである。 この基準年度とは昭和三十一年度及び三十三年度を基準とし、 これは村長が議会の同意を得て選任した委員三名で組織され、 課税基準となる固定資産の評価額は原則として三年周期の基準年 あらかじめ県当局によって決められた指示価格が基本となる。 納税義務者は固定資産、 最近の基準年度は昭和六十 年 度 税法上固定資産評価 償却資産 ここでは取りあげな 以後三十三年度 る。 納税義務者 0 この評 所 有者 ٤ 価 (質 ts 度

固定資産税の課税客体の実態は第四表に示すとおりである。

軽自動車税

税することとなっている。 動 自転車、 機付 自 |転車 荷車税が廃止され、これに代わる税源として昭和三十三年度から軽自動車税が定められた。 軽 白動車、 課税基準はその 小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対し、 車輌の総排気量、 定格出力、 形式によってそれぞれ異なる。 定置場所所在市町村でその所有 その内わけは 軽自動車 者に 税 課 は

村たばこ消費

務を負っている。

本税は昭和二十九年度からはじまる。専売公社が小売人に売り渡すたばこの金額を課税標準として、

間接にはたばこ消費者がたばこ代金に含まれている税金分を負担していることに変わりはない。こ

の税額算出は村内に所在するたばこ小売業者、公社販売所の売り上げ実績が基準となる。

電気ガス税

電気ガス税は使用料金を課税標準として、 その使用者が納税義務を負っている。しかし実際には電気ガスの事業者

が代理徴収してこれを村に納入している。

木材引取税

木の伐採後取り引きがない場合はその時点で引き取りがあったものとして所有者に課税される。 素材の引き取りに対して山元渡しの価格、 容積を課税標準として素材生産地の市町村で引き取り者に課税する。立

鉱産税

鉱物を採掘する業者に、その鉱物の価格を標準として課税される。本村には今までその課税実績がない。

特別土地保有税

すなわち昭和四十四年一月一日前に取得した土地の所有権移転については適用しないというのである。 して本税が設けられた。 地価が急上昇して土地が一部不動産業者などの投機的対照となり、経済に悪影響を及ぼす恐れが生じたので対策と 納税義務者はその土地の所有者または取得者とされるが、この適用には制約がついてい いわゆる土地

ころがしによる地価の高騰にプレーキをかけ、善良な土地所有者を保護し地価の安定を図ろうとした税制である。

渡清渡渡佐小三渡渡渡小小渡渡渡 氏 辺水辺辺藤林浦辺辺辺林林辺辺辺 末春勝正富利富尊和僖修為将達 名 吉雄寿明寿隆作睦郎一多広登誉輝 11 11 11 11 就任年月日 ~ 現現 在在在 11 // 11 11 11 11 和三・ 退任年 月日

る。
各年次にわたる村税の徴収実績は第七表のとおりであ

固定資産評価審査委員別表

一人一日につき百五十円を基準とする。鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課す税金である。

第2表 村税の税率 (昭和60年度現在)

税	目 1	税率	区	分	税	
			20万円以下の金額		100	分の2.5
			20万円を超える金額		100	0分の3
	個	所	45万円を超える金額		100	0分の4
		1771	70万円を超える金額		100	0分の5
		得	95万円を超える金額		100	0分の6
		割	120万円を超える金額		100	0分の7
		0	220万円を超える金額		100	0分の8
		の	370万円を超える金額		100	0分の9
		税	570万円を超える金額		100	0分の10
		率	950万円を超える金額		100	0分の11
			1,900万円を超える金額		100	0分の12
	人		2,900万円を超える金額		100	0分の13
村			4,900万円を超える金額		100)分の14
		均等割			-	1,500円
		法人税割			100分	の12.3

				1 資本金額(出資金)と資本積立 金額の合計額が50億円を超える法 人で従業者が50人を超えるもの	年額300万円
民	744			2 資本等の金額が10億円を超え50 億円以下である法人で従業者数50 人を超えるもの	〃 175万円
	法	均		3 資本等の金額が10億円を超える 法人で従業者数50人以下であるも の、及び資本等の金額が1億円を 超え10億円以下である法人で従業 者数が50人を超えるもの	〃 40万円
税	人	等割		4 資本等の金額が1億円を超え10 億円以下である法人で従業者数50 人以下であるもの、及び資本等の 金額が1,000万円を超え1億円以 下である法人で従業者数が50人を 超えるもの	〃 15万円
				5 資本等の金額が1,000万円を超 え1億円以下である法人で従業者 数が50人以下であるもの、及び資 本等の金額が1,000万円以下で従 業者が50人を超えるもの	〃 12万円
				6 前各号以外の法人	〃 4万円
固	定資	産	税	土地家屋及び償却資産評価額	100分の1.4
たは	Ĭ こ 1	肖 費	税	従価割 従量割1000本につき	100分の14.3 350円
電	気が	ス	税		(電気)100分の 5 (ガス)100分の 2
鉱	産		税	鉱物の価格	100分の 1 又は100分の0.7
木	材引	取	税	素材引取価格	100分の2
特別	土地	保有	税	法定期限以後取得した土地価格	100分の1.4 又は100分の3

第二章 村の財政

入	湯税	一人1日につき	150円
		イ 総排気量が0.05リットル以下の もの又は定格出力が0.6キロワッ ト以下のもの(ニに掲げるものを 除く。)	年額1,000円
	一原動	ロ 二輪のもので、総排気量が0.05 リットルを超え0.09リットル以下 のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下の もの	〃 1,200円
軽	機	ハ 二輪のもので、総排気量が0.09 リットルを超えるもの又は定格出 力が0.8キロワットを超えるもの	〃 1,600円
自	転	ニ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を	〃 2.500円
H	車	有するものにあっては、その輪距の最大のもの)が 0.5 メートル以下であるものを除く)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又	
動		は定格出力が0.25キロワットを超 えるもの	
		イ軽自動車	
車	軽	二輪のもの(含側車付) 三輪のもの	// 2.400円
	自自	四輪以上のもの	〃 3,100円
	動車	乗用営業用	∥ 5,500円
税	及	乗用自家用	// 7, 200円
176	が小	貨物営業用	∥ 3,000円
	型特	貨物自家用	〃 4,000円
	殊	雪上走行用	〃 2,400円
	自動	口 小型特殊自動車	
	車	農耕作業用	〃 1,600円
		その他	〃 4,700円
	三二輪の小型自動車		〃 4,000円

その他	也の事業所	行得者	その	他の所	得者		計	
納 税 義務者	総所	得 額	納 税 義務者	総 所	得 額	納 税 義務者	総 所	得額
1		393	1		823	177		55, 581
5		2, 680				198		86, 220
1		371	6		11, 571	219		14, 911
1		1, 186	2		2, 673	238	1	26, 543
2		1, 618			_	258	1	56. 006
2		1, 495	1		647	273	1	95, 175
2		1, 703	2		1, 437	309	2	83, 694
1		789	3	Wilderson	5, 456	364	3	64, 495
1		789	2		4, 089	358	3	88, 017
		Approximately				387	4	37, 924
					and Automore	461	5	525, 164
					agenture of	504	5	575, 220
		NAMES OF THE PARTY.				517		646, 673
					-	553		751, 164
		***************************************			***************************************	569		385, 327
		March 1997				601		956, 193
		-	1		893	692		158, 822
		Water	15		54, 394	636	1, 2	277, 760

第二章 村の財政 第3表 個人村民税の総所得金額調(単位千円)

区分	給 与	所 得 者	営業	所 得 者	農業	所得者
年度	納 税 義務者	総 所 得 額	納 税 義務者	総所得額	納 税 義務者	総所得額
40	167	49, 666	8	4, 699		
41						
42			:			
43						
44	179	73, 875	13	8, 973	1	692
45	193	90, 458	19	12, 511		
46	220	112, 579	14	9, 233	1	872
47	237	139, 736	18	13, 802	1	850
48	255	179, 808	15	13, 225		
49	278	249, 820	26	30, 048	1	686
50	328	317, 653	32	40, 597		_
51	332	350, 846	22	31, 277	1	1, 016
52	359	398, 223	28	39, 701		_
53	430	482, 219	31	42, 945		and the same
54	470	531, 180	34	44, 040		_
55	488	605, 887	29	40, 786		
56	515	693, 963	38	57, 201		
57	530	797, 237	39	88, 090		_
58	549	880, 629	52	75, 564		
59	560	939, 134	57	94, 162	74	124, 633
60	541	1, 042, 559	60	144, 940	20	35, 867

第4表 固定資産評価額一覧表

(土地の部)

区分	地		E	地	積	評	価	額
年度	76							
昭和45	宅山原	田畑計	地林野		3, 806 123, 216 9, 910		29 9	千円 3, 503 3, 254 3, 996 , 753
48	宅山原	田畑	地林野		1, 990, 313 1, 764, 517 11, 892, 764 15, 647, 594		5, 73 12	3, 494 7, 195 5, 465 6, 154
51	宅山原	田畑計	地林野		1, 936, 861 2, 842, 078 10, 542, 335 15, 321, 274		10, 49 12	4, 223 6, 306 3, 979 4, 508
54	宅山原	田畑計	地林野		1, 913, 091 3, 160, 998 10, 279, 271 15, 353, 360		11, 35 14	3, 642 2, 634 1, 161 7, 437
57	宅山原	田畑	地林野		1, 903, 547 3, 280, 652 10, 044, 141 15, 228, 340		12, 34 14	67, 418 67, 937 67, 048 62, 403
60	宅山原	田畑計	地林野		1, 898, 377 3, 414, 008 9, 826, 321 15, 138, 706		13, 26 15	52, 509 66, 671 53, 071 32, 251

(家屋の部)

年度	構	造	床	面	積	評	価	額	棟	数
	木	造		21,	888		151,	194 ^円		1, 270
昭和45	非木	造		2,	599		170,	367		27
	計			24,	487		321,	561		1, 297
	木	造		85,	800		368,	005		1, 485
48	非木	造		13,	500		320,	750		35
	āř			99,	300		688,	755		1, 520
	木	造		98,	893		966,	974		1, 193
51	非木	造		17,	654		475,	182		40
	計			116,	547]	1, 442,	156		1, 233
	木	造		115,	310]	1, 455,	481		1, 462
54	非木	造		18,	807		544,	560		41
	計	×		134,	117	2	2, 000,	041		1, 503
	木	造		146,	133	2	2, 402,	019		1, 856
57	非 木	造		22,	167		688,	293		44
	計			168,	300	3	3, 090,	312		1,900
	木	造		162,	942	2	2, 928,	643		2, 045
60	非木	造		50,	428	2	2, 174,	852		36
	計			213,	370	5	5, 103,	495		2, 108

(償却資産の部)

年度	構築物	機 械 及装 置	工具器具備 品	自治大臣 が配分し たもの	知事が配 分したも の	合 計	車 輌運搬具
45	40, 006	33, 052	15, 246			88, 922	618
48	57, 672	53, 328	18, 912	50, 907		183, 628	2, 809
51	147, 035	62, 583	29, 699	91, 646		331, 056	93
54	133, 613	102, 789	17, 355	293, 004		546, 873	112
57	136, 419	105, 115	23, 725	425, 409		695, 361	4, 693
60	580, 434	878, 547	257, 647	530, 144		2, 250, 829	4, 057

税客体内訳表

47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
98	93	93	97	93	99	117	117	129	151	151	173	198	226
25	19	13	14	13	11	9	8	9	10	10	9	8	9
7	7	6	7	6	6	7	7	7	7	5	8	8	10
130	119	112	118	112	116	133	132	145	168	166	190	214	245
8	4	4	3	3	4	4	3	2	4	6	10	15	15
11	8	3	1	1									
28	39	38	37	40	33	32	23	21	22	28	27	29	32
118	112	93	88	78	86	95	104	114	153	182	233	265	304
24	36	41	45	47	58	58	65	71	75	76	75	74	74
189	199	179	174	169	181	189	195	208	254	292	345	383	2
4	5	6	6	7	9	5	4	4	5	9	12	12	17
323	323	297	298	288	306	327	331	357	427	467	547	609	689

第5表

軽自動車税課

-												
区	分			_	年 度	40	41	42	43	44	45	46
原動	総担け	非気量 りが0	量が 0.05 . 6KW以	ℓ以下 下のも	または定格 の	102					111	102
機付	下	またに	量が0.05ℓ は定格出力 以下のもの	フが 0. 6	え 0.09 ℓ以 6KWをこえ	23					32	27
自転	総排格と	非気量 出力か	まが 0.09 30.8 KW	ℓをこ をこえ	えまたは定 るもの	16					10	8
車		小			計	141					153	137
軽自		二章	命車 (側耳)	ものを含	22					12	10	
動車及				輪	車	66					19	15
び小	般	四輪	乗 用	営業	用自家用	11					26	28
型特殊	,,,,	車	貨物用	営業	用自家用	40					127	122
自動		農業	井 用 特	殊 作	業 用	21					20	19
車		♪				160					204	194
	二輪の小型自動車				動車				-		2	4
	,	숨 計				301					359	335

第三節 財政規模の推移

る。 村の行政一切をまかなう財政収入はこれを大別して一般財源と特定財源とに区別される。一般財源は村税、 これらの収入は自主財源として拘束なくあらゆる行政需要に対して自由に使える財源である。 自動車取得税交付金など財源を税に求めている収入のほか、 若干の使用料、 財産収入、 諸収入を総称して

不足財源については地方債を起こすことができる。この村債も特定財源である。 財源である。 これに対し特定財源とは国庫支出金、県支出金として村が実施する公共事業に対して国・県から交付さ れ 玉 県から委託された業務に対し費途を特定されて交付される分担金、 村が執行する公共事業については国・県等から補助金等の財政援助が行われるのが通例であるが、 負担金等でその目的外に使えない紐付き る 補 助

なかった村税収入が翌年は百万円台に乗り、逐次上昇をつづけ昭和四十年度には一千万円台となり、 とげていることがわかるのである の が常識であり、 右の基準に当てはめて鳴沢村の昭和二十二年地方自治法施行後の財政規模の推移をみると正に飛躍的な発展をなし 町村の財政力(言葉を換えて言へば自治能力)を判断するには右に述べた一般財源 一億九千万円 さらにその内に含まれる村税収入の比率が高いほど財政の安定度が高いとされる。 の税収を計上するに至った。この上昇傾向はなお止まらず、 (第六表参照)。 すなわち昭和二十二年度決算においてわずか四十三万三千円にすぎ 昭和六十年度決算にお (自主財源) の多寡をもってする 昭和四十九年度 いて 五億四

百五十

いとする向きもあろうが、県下各町村一般の水準を抜くものとして注目に値するものである。この税収の内容はどう

一万一千円を計上している。この現象は戦後わが国の経済発展に伴うものと理解すればあえて驚くにあたらな

してい

が 地 力財源となっている。以下その他の諸税も累年上昇傾向をたどっているがこれは経済発展にともなう自然増とみてよ とし新設されたものであるが、 和四十九年に新設された特別土地保有税である。 カン 進み、 に対する価格の上昇に伴らものと見てよいだろう。税収の第二位は村民税である。 (第七表参照)。 増大する第二次、 税収の首位は固定資産税である。 第三次産業従事者がもたらす所得の向上であることはいうまでも この制約を超えて観光資本がい この税は土地の開発にともなう投機を抑制し土地価格の安定を目 これは広大な富士国立公園観光地として急ピッ かに競合したかを証明するものであって、 この増収は観光地として 15 い ・チで開 税収の第三位 発が 市 む は 有 土 的 化

次に村税と地方交付税の関係である。

いだろう。

税収入を上まわるに至った。 を物語 れるものであるが、 地方交付税は第 ってい る。 鳴沢. その額はおおむね村税収入を上まわっている。 節で述べ 村もかつてはその軌を同じうしたものであったが昭和四十九年度に すなわち村税収入一億九千万円に対し地方交付税九千九百万円で約一 たとおりその町村の 主財源である税収の不足を補うものとして国 それは地方所在町村がいかに財政力がとぼ おいて村税収 税 億円 税 0 入が 内 0 超過 カン 地 6 方交付 交付さ 額 カン

は開発にともなら山 次に 場に 0 かかわる収入で、 般財源として注目されるのが財産収入である。 増 加 傾向はまだ当分の間つづき村財政をうるおすであろう。 林等の売却益が主要なものであって、 昭和四十一年度以降累年増加傾向をたどっている有力財源である。 財産収入には預金利子等の収入が計上されるが、 昭和五十七年度に 娯楽施設利用税交付金は県から交付されるゴ おいてはその額一億五千万円を計上して 本 村 0)

定財源である国、 県支出金の収入額は昭和四十九年度を契機として急上昇している。 これは老人福祉 ン タ 1 0

算状況表(単位千円)

県支出金	財産収入		娯楽施 設利用 税交付 金	繰入金	繰越金	諸収入	村債	合 計
44. <u>4</u> 120. <u>6</u> 183. <u>9</u> 237. <u>2</u>	0. <u>5</u> 372. <u>5</u>			$ 49. \ \underline{1} \\ 95. \ \underline{4} \\ 122. \ \underline{7} \\ 39 $	$ \begin{array}{c} 2. \underline{4} \\ 114. \underline{1} \\ 384. \underline{7} \\ 180 \end{array} $	18. <u>8</u> 37. <u>1</u> 48. <u>1</u> 30. <u>3</u>		836. 6 2, 052. 6 3, 704 6, 174. 2
136. 7 523 1, 438 495	1, 780. <u>7</u> 4, 273. <u>9</u> 2, 022 2, 550			96 539. 9 782 642	$ \begin{array}{r} 1,697.4 \\ \hline 169.4 \\ \hline 699 \\ 189 \end{array} $	1, 122. 8 763 1, 035 698		9, 564. <u>3</u> 12, 317. <u>9</u> 11, 891 10, 765
1, 310 1, 236	11, 834 8, 057	50		397 2, 721	190 2, 071	1,642 1,662		22, 371 23, 351
1, 786 1, 852	10, 094 4, 349			390 229	2, 235 1, 759	6, 147 406		29, 879 28, 843
2, 873 2, 409	31, 615 7, 020			1, 133 30, 962	1, 984 1, 944	2, 773 2, 537		56, 571 63, 996
1, 498 1, 146 1, 256	7, 522 7, 121 1, 612	2, 000 750 40, 000		691 968	2, 635 3, 860 3, 351	1, 654 4, 321 3, 999		38, 243 46, 289 82, 044
4, 242 4, 154 4, 982 15, 271 7, 253	5, 713 6, 067 2, 404 2, 443 2, 417	8, 994 1, 480 1, 800 3, 000 6, 580	1, 906 1, 883 2, 633	32, 128 4, 645	3, 793 3, 434 3, 636 4, 541 5, 464	5, 133 9, 003 9, 052 9, 086 10, 659		68, 296 99, 601 84, 050 108, 534 125, 262
10, 791 11, 604 12, 247 33, 228 18, 823	3, 255 2, 985 5, 430 10, 204 8, 054	15, 300	5, 985 7, 324 14, 367 16, 453 18, 490	3, 573 34, 115	4, 091	10, 854 20, 556 19, 690 21, 773 15, 814	13, 000 45, 400 58, 800	511, 076
41, 818 26, 421 52, 576 81, 190 105,521	14, 027 16, 488 19, 634 17, 382 29, 123	1,600 1,600	20, 034 18, 715 19, 377 19, 789 19, 106	75, 444	6, 584 6, 017 8, 487	12, 855 15, 028 16, 267 15, 541 18, 558	35, 100 10, 000 33, 600 46, 900 133, 200	514, 173 591, 487
61, 678 55, 105 30, 800 53, 174 22, 434	81, 893 153,837 55, 681 35, 191 37, 775	1,300 1,300 1,300	10, 429 9, 917 23, 200 26, 544 29, 554	4, 925 21, 290 164, 397	10, 428 9, 061	25, 258 25, 515 23, 862 25, 233 26, 571	23, 000 15, 000 15, 000 15, 000 15, 000	971, 556 869, 164

(第6表) 一般会計決

歳入の部

	· • > 4														
	科目	寸 税	地方道路		動車得税		動車 量	地	方	交 安 安 対 策	臨時 地方 財政	N 377 28	使用料	国	庫
年度	1		譲与税		付金			交付	寸税	交付金	交付金		手数料	支	出金
昭和22 23 24 25	1	433 1, 123. <u>7</u> 1, 937. <u>8</u> 1, 132. <u>5</u>	3					2,	863				1. <u>6</u> 3. <u>9</u> 5 5. 7		266. <u>7</u> 557. <u>3</u> 649. <u>3</u> 598. <u>8</u>
26 27 28 29 30	7 3 9	1, 380. § 1, 460. § 1, 509 2, 010						4, 3,	926 094 808 790				14. <u>4</u> 159 62 39		409. <u>5</u> 478. <u>6</u> 366 352
31 32 33	2	2, 771 2, 902							013 550				31 48		133 104
34 35	1	2, 588 2, 810							293 664			67 285	64 57	9,	215 432
36		3, 269 5, 374							605 929			363 301	69 115		887 405
38 39 40)	6, 618 9, 524 0, 141	American Communication of the Party of the P					16,	658 681 531			394 490 562	118 106 133	1,	455 322 459
41 42 43 44 45	2 1 3 1 1 1	9, 497 0, 232 6, 713 9, 643 8, 223		2,	593 602 032			27, 33, 45,	632 357 202 449 484	126 94 83			101 145 157 178 187	2, 3, 2,	670 665 120 740 028
46 47 48 49 50	7 2 3 4 9 19	1, 686 5, 650 0, 880 0, 109 6, 531		3, 4, 6,	236 585 591 380 572	2, 4,		106, 122, 99,		166 346 415 458 578		983 2, 038 2, 533 3, 745 3, 748	188 252 252 216 242	6, 9, 26,	639 342 370 094 510
51 52 53 54 55	2 27 3 26 1 27	5, 414 1, 989 2, 411 2, 546 0, 056	2, 749 3, 141 3, 463 6, 311 7, 153	10, 12, 13,	454 290 980	8, 8, 10,	068	98, 125, 170,	457	576 648 730 664 450		4, 090 4, 826 5, 621 6, 063 7, 817	404 562 833 1, 057 1, 418	21, 23, 60,	994 657 373 028 664
56 57 58 59 60	31 32 39	5, 245 2, 754 3, 185 2, 596 4, 511	7, 893 8, 157 8, 696 7, 874 7, 955	16, 18, 18,	467 407 972	11, 12, 12,	121 450 211	273, 277, 230,	266 607 540	682 856		7, 024 10, 116 12, 588 14, 673 13, 616	2, 435 2, 715 3, 555 3, 520 3, 169	44, 53, 31,	895 568 792 421 613

教育費	災害 復旧 費	財産費	統計調查費	選挙費	公債費	諸支出金	地方 振興 費	合 計	歳 入 歳 出 差引額
42. <u>7</u> 169. <u>5</u> 397. <u>2</u> 1, 336		0. <u>6</u> 8. <u>6</u> 382. <u>9</u> 2. <u>3</u>	$9.\overline{9}$ $15.\overline{7}$	5. <u>9</u> 8. <u>1</u> 19. <u>1</u> 44	$0.\frac{3}{4}$ $0.\frac{3}{3}$ $0.\frac{3}{3}$	29 $42. \frac{4}{5}$ 287. $\frac{5}{6}$	$32.\bar{8}$	722. <u>5</u> 1, 667. <u>9</u> 3, 524 4, 476. <u>8</u>	114. <u>1</u> 384. <u>7</u> 180 1, 697. <u>4</u>
787. <u>7</u> 4, 600. <u>2</u> 1, 948 2, 060		111. <u>7</u> 105. <u>4</u> 1, 199 247			0. <u>3</u> 32 39	$\begin{bmatrix} 2,743.\ \bar{1} \\ 1,704 \end{bmatrix}$		$9,394. \underline{9}$ $11,618. \underline{9}$ $11,703$ $10,512$	169. <u>4</u> 699 188 253
2, 263 2, 267		411 925	25 44	81 21	382 430	6, 976 6, 262		20, 300 21, 078	2, 071 2, 272
14, 002 3, 312	A STATE OF THE STA	2, 056 266	79 183	223 107	610 658	3, 059 3, 210		28, 120 26, 860	1, 759 1, 984
3, 052		30, 423	120	43	497	3,903		54, 628	1, 944
10, 816		611	465	258	497	4, 383		61, 361	2, 635
4, 942	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	4, 717	105	348	497	7, 155		34, 382	3, 860
8, 144 6, 572					701 905	1, 871 41, 997		42, 938 78, 251	3, 351 3, 793
8, 029 6, 654 14, 656 9, 905 12, 338					831 757 757 757 757	3, 416 3, 936 3, 874 4, 536 2, 098		64, 862 95, 965 79, 509 103, 070 118, 114	3, 434 3, 636 4, 541 5, 464 7, 148
13, 568 17, 820 21, 764 238, 594 36, 684					757 757 757 2, 355 5, 933	11, 746 31, 648 54, 480 72, 835 51, 346		158, 453 188, 951 251, 830 506, 535 398, 149	6, 650 6, 982 4, 091 4, 541 4, 567
42, 495 85, 493 96, 359 65, 446 505, 982					10, 805 14, 321 21, 787 27, 201 31, 362	81, 118 33, 188 38, 627 28, 118 28, 819		499, 276 508, 156 583, 000 715, 359 1104,838	6, 584 6, 017 8, 487 16, 704 15, 919
118, 017 180, 864 229, 443 102, 523 90, 037					41, 945 47, 445 50, 875 53, 694 54, 122	81, 964 153,901 36, 078 94, 347 37, 881		834, 896 962, 495 831, 307 860, 577 1,072,693	10, 428 9, 061 37, 857 46, 211 40, 249

歳出の部

年度	科目	議会費	総務費(役場費)	民生費 (社会及) 労働施 設費	衛生費 (保健衛) 生費	農林業費 (産業経) 済費	商工費	土木費	消防費 (警察消) 防費
昭和	122 23 24 25	5. <u>3</u> 16. <u>6</u> 49. <u>2</u> 119. 8	1, 209. 8	199. <u>4</u> 351 449. <u>7</u> 423. <u>8</u>	1. <u>8</u> 9. <u>2</u> 72. <u>7</u> 190. 5	137. 1 339. <u>7</u> 509. <u>9</u> 495. 8		0. <u>1</u> 35	$7. \frac{2}{19. \overline{7}}$ $97. \overline{2}$ 221
PATCAL CALLES	26 27 28 29 30	122. 7 258. <u>1</u> 479 510	1, 642. <u>1</u> 1, 857. <u>5</u> 2, 535 2, 268	223. <u>4</u> 33. <u>3</u> 43 116	236. <u>8</u> 407. <u>3</u> 447 380	$ 442. \frac{9}{9} 566. \frac{9}{9} 2, 329 849 $		300 30 200 700	825. <u>6</u> 355. <u>8</u> 437 362
	31 32 33	489 ⁻ 514	2, 739 2, 652	151 2, 597	292 271	1, 865 1, 495		302 305	4, 324 3, 295
	34 35	595 738	2, 605 3, 152	795 1, 424	557 957	2, 586 6, 475		325 5, 710	628 668
	36	919	5, 804	1, 885	520	4, 743		1, 612	1, 107
	37	1, 225	37, 397	2, 185	423	1, 890		540	671
	38	1, 582	6, 870	2, 484	411	1, 929		2, 592	750
	39 40	2, 078 2, 393	8, 357 9, 196	7, 177 5, 552	4, 548 790	6, 436 6, 270	181 635	2, 457 3, 060	988 881
	41 42 43 44 45	4, 484	15, 476 15, 231 23, 317 18, 325 22, 737	6, 503 6, 437 7, 572 8, 796 9, 079	7, 706 35, 062 1, 821 3, 184 3, 973	14, 702 12, 845 11, 055 25, 110 13, 786	275 303 1, 494 2, 065 657		1, 324 1, 451 2, 626 2, 967 9, 599
	48 49	7, 226 8, 272 10, 257 14, 434 15, 621	23, 923 30, 844 34, 940 46, 513 85, 014	10, 955 17, 283 25, 788 26, 949 36, 158	16, 093 8, 761 5, 914 9, 087 13, 116	23, 140 20, 398 21, 733 18, 262 38, 550	579 465 1, 158 851 1, 633	58, 043	8, 898 7, 749 15, 610 18, 612 23, 685
	52 53 54	17, 479 19, 020 22, 158 25, 349 27, 343	70, 272 104, 322 85, 390 102, 402 82, 642	47, 970 50, 973 56, 382 183, 066 77, 112	25, 270 36, 290 33, 980 17, 328 16, 948	74, 235 37, 394 87, 994 84, 334 136, 240	1, 859 1, 979 2, 122	103, 244 96, 126 105, 648 149, 388 155, 284	24, 002 29, 170 32, 196 30, 605 38, 714
	57 58 59	30, 057 32, 810 32, 906 32, 676 33, 127	117, 322 98, 660 92, 172 100, 834 377, 896	80, 331 81, 560 73, 610 74, 955 83, 791	17, 838 18, 452 29, 444 28, 786 23, 907	100, 928 83, 585 59, 715 93, 452 72, 807	3, 610 3, 827 2, 923	204, 174 219, 943 185, 701 243, 351 260, 652	38, 594 41, 665 37, 536 33, 036 32, 488

収納状況

木材即取税	特 別 地	県 税 附 加 税	雜 種 稅 外 稅	地 方 分 与 税	合 計
40. <u>3</u> 201. <u>9</u> 211. <u>2</u>		88. <u>1</u> 206. <u>7</u> 423. <u>5</u>	$ \begin{array}{r} 1.5 \\ 1.3 \\ 11.3 \\ 186.1 \\ 98.4 \\ 23.1 \end{array} $	248. <u>3</u> 711 _ 1, 176	433 1, 123. <u>7</u> 1, 937. <u>8</u> 1, 132. <u>5</u> 1, 380. <u>8</u> 1, 460. <u>2</u>
230 261			11 14		1, 509 2, 010
760 852			12 10		2, 771 2, 902
450 761			2 2		2, 588 2, 810
422 994 50 1, 151 1, 446					3, 269 5, 374 6, 618 9, 524 10, 141
1, 654 1, 113 156					9, 497 10, 232 16, 713 19, 643 18, 223
2, 098 83 294 1, 476 695	96, 967 59, 545				21, 686 25, 650 40, 880 190, 109 186, 531
80 73 297 30	72, 607 96, 456 77, 782 69, 646 63, 516				235, 414 271, 989 262, 411 272, 546 290, 056
	47, 804 38, 426 40, 702 34, 293 26, 333				285, 245 312, 754 323, 185 392, 596 504, 511

(第7表) 村税税目別

					(分/公	7 11	176 176	ות בו
区分年度	村民税	固 定資産税	自転荷車 税、軽自 動 車 税	たばこ消費税	電気税	鉱	産	税
昭和22 23 24 25	61. <u>4</u> 172, 0 284. <u>6</u> 325	379. <u>3</u>	33. <u>7</u> 32. <u>7</u> 42. <u>4</u> 121. 7		80. 1			
26 27 28 29 30	293. <u>2</u> 295. <u>4</u> 347 349	534. <u>2</u> 629. <u>2</u> 618 767	$ \begin{array}{c} 121.5 \\ 130.\overline{1} \\ 134 \\ 146 \end{array} $	282	131. <u>6</u> 171. <u>2</u> 169 191			
31 32 33	356 374	931 956	150 146	338 319	224 245			
34 35	378 194	1, 036 1, 059	30 50	384 411	308 333			
36 37 38 39 40	635 769 899 1, 312 1, 269	1, 245 2, 186 3, 764 4, 488 4, 533	95 179 291 373 445	479 623 756 1, 346 1, 533	393 623 858 854 915			
41 42 43 44 45	1, 535 1, 293 4, 440 5, 963 4, 934	4, 585 4, 685 6, 013 6, 929 7, 609	463 512 586 618 601	1, 762 2, 476 2, 459 3, 306 3, 285	1, 130 1, 266 1, 561 1, 714 1, 638			
46 47 48 49 50	4, 389 7, 548 8, 056 16, 782 16, 978	8, 938 11, 188 25, 351 67, 974 102, 476	592 565 583 532 513	3, 623 4, 042 4, 677 4, 613 4, 697	2, 046 2, 224 1, 919 1, 765 1, 627			
51 52 53 54 55	15, 059 16, 129 21, 372 22, 080 25, 608	140, 156 148, 852 152, 563 169, 494 187, 563	674 684 680 750 856	4, 804 7, 374 7, 139 7, 484 7, 662	2, 034 2, 421 2, 578 3, 092 4, 821			
56 57 58 59 60	28, 102 44, 142 50, 284 99, 962 196, 569	194, 232 214, 825 210, 841 229, 627 246, 399	969 1, 108 1, 335 1, 673 1, 909	8, 583 9, 102 10, 515 11, 593 12, 955	5, 555 5, 151 9, 508 15, 448 20, 346			

県補助金の交付をみている。 保育所・義務教育施設整備等大規模な公共投資に対して国 建設に基づくもので、以降各年次にわたり道路、 第八表のとおりである。右同期における村債の内訳は第九表 内容を概観したものが第六表歳出の部に示すとおりである。 た。 認められるが、 財源のみでは財源不足を招く。この補てん財源として起債が ってして鳴沢村の行政はどのように運営されてきたか。その (関連記事第五章第 財政規模の推移を要約すれば右のとおりである。これをも 鳴沢村が昭和六十一年三月三十一日現在で所有する資産は こうした事業実施については国、 第四節 昭和四十九年度以降これが計上されるに至 一節 村の資産と負債 県等の補助金と村の自主

水路整備

(第8表) (昭和61. 3.31現在) 村有財産

公有財産

のとおりである。

(1) 土地及び建物

X	分		土地(地積)	建	物	
		91	上,他人地们	木造(延面積)	非木(造延面積)	計
本	庁	舎	2475 m²	m²	1019 _m ²	1019 _m ²
その他の行政機関	警察消防施設 その他の施設		491		131	131
公共	学公言	校学住宅	21, 227		3, 377	3, 377
公共用財産	公園		3, 751 157, 414	980	4, 396	5, 376
Ш		林	3, 881, 554			
そ 合	の	他計	17, 408 4, 084, 320	980	8, 923	9, 903

(2) 山林

土地の権	利の区分	面	積	立木の推定蓄積量	
所	有		3, 881, 554 m²	2, 581 m²	
分	収		2, 309, 802	6, 199	
合	=		6, 191, 356	8, 780	

(3) 有価証券

区		分	金	額
株		券		547, 500円
社	債	券		978, 098
				1, 900, 000

(4) 出資による権利

×							分		金	額
農業	信	用	基	\$	定人	Ц	資	金		1, 180, 000円
山梨県	家畜	畜産!	物衛	i生扌	旨導	劦仝	芝出乡	全金		90, 000
農業	後業	者	育	成	基	金	協	会		475, 000
富 -	上 扌	企	鼋	森	林		組	合		1, 655, 000

2 債権

		Į	X							分			金	額
1	学	校	給	1	ŧ	費	艾	Ē	払	1	ŧ	金		200,000円
	国民	え健!	隶保	険記		報	洲支	払	基分	全到	託	金		960, 000
	Ш	梨	県	信	用	保	証	拹	会	寄	託	金		5, 000, 000

3 基金

	X	区			分		金	額
	財	政	調	整	基	金		411, 796, 077円
	国民	健康	保険道	運営 調	整基	金		40, 576, 232
	国国	年	金印	紙 購	入基	金		9, 603, 173
-	土	地	開	発	基	金		151, 699, 453

4 物品

区	区 分		台	数			
自	動	車		14台			

(第9表) **村債一覧表**(昭昭61.3.31現在)

(単位千円)

借入年度	資	金	名	借	入	先	借入(千円) 金額	未償還(千円) 元 金(千円)	利率%
49	老人福祉	祉センタ	-建設費	大	蔵	省	35, 400	24341	8
51	水路新	設道路舗	接工事	Щ	梨	県	13, 000	1, 300	6. 5
11	財政対策	策資金		鳴》	マ村が	農協	13, 300	1, 663	7
52	過疎対領	策資金		Щ	梨	県	10,000	2, 000	6.05
53	道路改」	良			11		15, 000	4, 500	6.05
53	農業基	盤整備		大	蔵	省	3, 700	1, 597	6.05
11	林道事	業			11		7, 900	3, 411	6.05
11	林道整体	備			11		7,000	5, 196	6.05
54	道路改」	良事業		山	梨	県	15, 000	6,000	6, 5
11	保育所	建設		大	蔵	省	15, 200	13, 650	7. 15
11	林道事	業		大	蔵	省	12, 700	7, 236	7. 15
11	防災無約	線施設		大	蔵	省	4, 000	2, 279	7, 15
55	道路改具	良事業		Ш	梨	県	15, 000	7, 500	6.5
11	義務教	育施設整	備	郵	政	省	103, 900	99, 832	7.5
11	林道事	業		大	蔵	省	14, 300	9, 894	7. 5
56	道路改」	良事業		Ш	梨	県	15, 000	9, 000	6. 5
11	林道事	業		大	蔵	省	8,000	6, 408	7.3
57	道路改	良事業		Щ	梨	県	15, 000	10, 500	6. 5
58	道路整位	備事業			.7		15, 000	12,000	6. 5
59	11				11		15, 000	13, 500	6. 5
60	11				11		15, 000	15,000	5. 5
38	水道事	業		大	蔵	省	5,000	1,094	6.5
41	"	•			"		4,000	2,396	6.5
42	11				"		26,000	15, 959	6.5

(岡 達 男)